



ご照会に対する回答

2010年10月4日

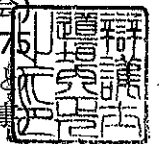
公益活動運営委員会
委員長 高橋英一殿

長島・大野・常松法律事務所
弁護士(第一東京弁護士会)

登録番号 31275

道垣内正人(どうがうち・まさ)

(一般財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事)



前略

当機構が本年3月4日付け上申書においてお願いいたしました件に対し、当機構を「公益活動に関する会規」(以下、「会規」という。)第2条第2号トの「本会が指定する紛争解決機関」にご指定いただきましたことに対し、お礼申し上げます。

さて、上記上申書でお願いしております会規第2条第3号の「無償又は無償に準ずる低額な報酬で行う法律事務の提供」(プロボノ活動)のうち、ニの「その他社会的に有益な活動をする団体で、かつ、財政的基盤の乏しいものに対する法律事務の提供」として認定していただきたいとの点につき、貴委員会から、特に、当機構の代表理事又は執行理事として当機構の日常業務に携わることが「法律の専門家としての法律事務の提供」に該当することの説明を求められましたので、当機構といたしまして、下記の通り回答申し上げます。

記

当機構は複数の仲裁規則及び調停規則を用意し、事案に応じてそのいずれかにより仲裁及び調停の事務処理を行っておりますところ、それらの規則には当機構として法律判断をすることが定められており、実際、それらの判断を代表理事及び執行理事が協議しつつ行っております。これらの法律判断は、適用される国家法及び当機構の規則の定めにも照らして行われるものであります(以下、引用する規則の全文は <http://www.jsaa.jp/> に掲載しておりますので、必要に応じてご参照下さい)。

たとえば、規則の解釈につき、「スポーツ仲裁規則」第4条は次の通り定めています。

第4条 (この規則の解釈)

この規則の解釈につき疑義が生じたときは、日本スポーツ仲裁機構の解釈に従うものとする。ただし、スポーツ仲裁パネルが行った解釈は、爾後その仲裁事案において、日本スポーツ仲裁機構の解釈に優先する。

同じ規定は、ドーピング紛争に関する仲裁規則第5条及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第4条にもあります(特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則には対応する規定はありません)。

また、仲裁及び調停における仲裁人・調停人の選定も、必要な場合には当機構が行うことになっており、これも代表理事及び執行理事の任務であり、実際にそれを行っています。スポーツ仲裁規則第22条は次の通り定めています。

第22条 1 (省略)

2 第21条の規定により3人の仲裁人が選定されるべき場合には、当事者は、第15条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から2週間以内に、各1人の仲裁人を選定する。当事者がその期間内に仲裁

人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構が仲裁人を選定する。選定された2人の仲裁人は、日本スポーツ仲裁機構が指定する期間内に、その合意により更に1人の仲裁人を選定する。それらの仲裁人がその期間内にそのもう1人の仲裁人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁人を選定する。このようにして選定された最後の仲裁人をスポーツ仲裁パネルにおける仲裁人長とする。

3 当事者の合意により1人の仲裁人が選定されるべき場合であって、その仲裁人が特定されていないとき、又は日本スポーツ仲裁機構の決定により1人の仲裁人が選定されるべき場合には、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁人を選定する。

4 以下 (省略)

類似の規定は、ドーピング紛争に関する仲裁規則第25条及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第25条にもあり、また、特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則第16条も、調停ですから少し異なりますが、調停人の選任に当機構の判断を要する定めとなっております。

さらに、仲裁人及び調停人の忌避についても、当機構の判断を要する定めとなっております。スポーツ仲裁規則第23条は次の通り定めています。

第23条 (忌避)

1 当事者は合意により、不適切と思われる仲裁人を忌避することができる。

2 当事者の一方による仲裁人忌避の申立てについては、当事者及び問題となっている仲裁人に対して意見を述べる機会を与えた上で、日本スポーツ仲裁機構がこれを判断する。

同じ規定は、ドーピング紛争に関する仲裁規則第28条及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第4条調停人の忌避に関する規則第28条にもあります(もちろん、当機構の判断に不服があれば、当事者は仲裁法に基づく仲裁人忌避の訴えを提起することができます)。また、調停人の忌避については、調停人の忌避に関する規則があり、次のような定めが置かれています。

第3条(忌避委員会委員の選任)

代表理事(機構長)は、忌避委員会の委員として、仲裁人候補者リスト掲載の仲裁人候補者であって、調停人候補者リストに掲載されていない者から2名、機構の監事のうち1名、以上3名を指名する。

以上のほか、当機構は、裁判外紛争処理手続の利用の促進に関する法律に基づき、法務大臣の認証を受けた「認証紛争解決事業者」として、この法律に基づいて調停業務については国の監督を受けており(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/itiran/funsou025.html>)、その業務を法律上適正に行う義務を負っておりますので、代表理事及び執行理事は日常業務として「法律の専門家としての法律事務の提供」を行っていると考えております。

以上